事業事前評価表

１．対象事業名
スリランカ　農村経済開発復興事業 (貸付契約調印日：2003 年 3 月 26 日、承諾金額：6,010 百万円、 借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府)
２．本行が支援することの必要性・妥当性
農業セクターは、スリランカの貧困削減に取り組む上で優先度の高い分野であり、就業人口、輸出額等の面からも重要な産業である。スリランカの農業政策における諸目標を達成させるには、国内の 70%近くを占める乾燥地域・半乾燥地域における農業農村開発、ならびに、和平成立後北・東部において帰還民の定着と安定した地域の発展を図るための農村地域の開発を行い、農業生産性及び地域の生活の向上が必要である。 乾燥地域・半乾燥地域に位置する本事業の対象地域である北西部州（クルネガラ県、プッタラム県)、北中部州（うちアヌラダプラ県)、中部州（うちマータレー県）においては、溜池灌漑施設の老朽化による農業用水の不足、農村の雇用機会減少がボトルネックとなり、農家所得の増加ひいては農村経済の発展が立ち遅れており、スリランカ国内でもとりわけ貧困な地域に含まれる。また同様に本事業のパイロット対象地域である北・東部州地域は、20 年に及ぶ内戦で開発が立ち遅れており、同地域において、平和と安定を築き、紛争によって生じた国内の経済社会格差を是正することが急務となっている。和平成立後の農村に帰還民や再定住民を定着させるためには、伝統的に形成された農村社会の核である溜池灌漑施設の改修を中心とした包括的な農村復興開発事業が必要とされている。 乾燥地域・半乾燥地域における既存灌漑施設の再整備を核とする農業農村総合再開発計画は、本行の海外経済協力業務実施方針に掲げる経済インフラ整備、産業育成、貧困層への支援の重点分野に合致するものである。また同事業は、地域の発展や農民の所得の向上への農民自らの意識高揚及び事業地区での持続的な灌漑施設の維持管理や効率的な水管理、経済・社会基盤の整備、地域の貧困の削減、スリランカ国内の各地域の均衡ある発展に資するものであり、スリランカの安定した発展に寄与するものであると考えられるため、支援を行う意義は大きい。
３．事業の目的等
スリランカ北西部・北中部・中部州、並びに北・東部州（パイロット地域）にて、灌漑施設のリハビリ、所得向上プログラム等を実施することにより、農村の開発復興を目指し、もって貧困の削減、農民の生産性向上、持続的な農業

開発を図らんとするもの。

４．事業の内容

(1) 対象地域名

アヌラダプラ県、クルネガラ県、プッタラム県、マータレー県、及び北・東部州(パイロット)

(2)事業概要

灌漑施設のリハビリ、所得向上プログラム、意識化等トレーニング、農村金融、農民組織の強化・農業普及、マーケティング等のプログラムを行うもの。

(3)総事業費

総事業費 8,013 万円（うち円借款対象額 6,010 百万円）

(4)スケジュール

事業実施期間：2003 年 3 月～2010 年 3 月、事業完成は 2010 年 3 月予定

(5)実施体制

本事業の実施機関は、灌漑水管理省（Ministry of Irrigation and Water Management）であり、同省が全体の実施・調整を所管する。土木工事・機材調達にかかる設計・調達・実施については、同省灌漑局（Irrigation Department）が実施責任を持つこととなっており、一部施設の土木工事・機材調達にかかる設計・調達・実施については、州政府（Provincial Councils）が、その他のコンポーネントについては、同省灌漑管理局(Irrigation Management Division)が実施責任を持つこととなっている。

(6)環境及び社会面の配慮

本事業は既存の灌漑施設のリハビリを内容とするものであり、「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン」（99 年 10 月版）上、B 種に該当する。本事業については、灌漑施設のリハビリを内容とするものであり、事業実施に伴う自然・社会環境への影響は見込まれない。

(7)その他特記事項

本事業では、NGO の活動との相乗効果を図るため、円借款資金の一部を活用し、事業地域で実施される NGO 活動の一部に対して、スリランカ政府がグラントにて支援を行う「NGO 連携基金」を設置する予定である。

５．成果の目標

(1)評価指標（運用・効果指標）

本事業においては、借款契約調印後に事業実施による効果を把握するために、農村の開発復興を図る指標を設定の上、地域を限定した上でベースライン調査を実施し、ベースライン値及び目標値を設定する（同値は設定後に追加公表の予定）。

６．外部要因リスク

北・東部における民族紛争再発のリスク。

７．過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓
過去の円借款完成案件の事後評価から、事業効果の把握に相当期間を要する場合の対応策として、維持管理体制にかかるフォローアップ体制を検討することが教訓とされている。本事業においては、農民組織による維持管理のフォローアップ・トレーニングを取り入れている。 また、事業の持続性確保のためにはインフラの維持・運営など共同作業への受益農民の動員が不可欠であることから、住民参加のインセンティブを目に見える形で提示する必要性につき提言されている。本事業においては、右提言を反映するために、事業実施に先立つ準備段階において、農民に対する意識化トレーニングを実施することにより農民組織への参加のインセンティブを強化すること、また、事業計画にかかる農家同意を取り付けることを義務付けている。 さらに、農民組織の強化には資金強化に加え、経営陣強化、組織構成員の結束力（cohesiveness）が不可欠であり、それには指導者のリーダーシップ、組合員の相互理解、指導者・組織への信頼が必要となることも教訓とされている。本事業においては、準備段階において、意識化トレーニングを通じ、基盤となる組織の実情把握や農民組織と外部組織との調整にかかる助言を実施する。
８．今後の評価計画
(1) 今後の評価に用いる指標 農村の開発復興を示す指標を設定 (2)今後の評価のタイミング 事業終了後